

第2章 埋葬、火葬及び改葬

〔24時間内埋葬又は火葬の禁止〕

第3条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行ってはならない。但し、妊娠7箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

(解説)

- 1 本条は、死の判定を受けた者の蘇生する可能性が全くないことを確認するため、24時間内の埋葬又は火葬を禁止する規定である。

本条は死亡の判定から時を移さずに埋葬又は火葬を行った場合に人為による死が生ずることのないよう万全の配慮を行うべきこと等から、死亡(医師が死亡診断書又は死体検案書に記載した時刻)後24時間内の埋葬又は火葬を禁ずることとしたものである。

- 2 「他の法令に別段の定があるもの」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第30条の規定を示す。なお、船員法(昭和22年法律第100号)においては、同法第15条の規定により水葬が認められているが、この場合においても同法施行規則第4条に同趣旨の規定がある。

24時間以内の埋葬又は火葬の禁止の原則は、感染症のまん延を防止する観点から不都合な場合もあるため、本条においては、感染症対策上の必要性等から24時間以内に埋葬又は火葬することが積極的に要請される場合を想定している。

【注】

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(死体の移動制限等)

第30条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止することができる。

2 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

3 一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

【注】

○船員法

(水 葬)

第15条 船長は、船舶の航行中船内にある者が死亡したときは、国土交通省令の定めるところにより、これを水葬に付することができる。

○船員法施行規則

(水 葬)

第4条 船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

一 〔略〕

二 死亡後24時間を経過したこと。ただし、伝染病によつて死亡したときは、この限りでない。

三及び四 〔略〕

五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行つたこと。

3 24時間内の埋葬又は火葬の禁止の例外として、さらに妊娠7カ月未満の死産の場合が定められている。これは、妊娠7カ月未満の死産にあっては、胎児の蘇生の可能性がおよそ考えられないからである。妊娠月数の算定は、前条の解説で述べたとおり、1カ月を28日と計算し妊娠7カ月未満とは $28日 \times 6 + 1 = 169$ 日未満をいうものである。

4 本条の規定に違反した場合は、第21条及び罰金等臨時措置法（昭和23年法律第251号）の規定に基づき1万円以上2万円以下の罰金又は拘留若し

くは料料に処せられることとなる（第21条の解説参照）。

〔墓地外の埋葬又は火葬場外の火葬の禁止〕

第4条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

（解 説）

- 1 本条は、墓地外の埋葬又は焼骨の埋蔵及び火葬場外の火葬を禁止し、公衆衛生の確保と国民の宗教的感情の尊重を図る規定である。
- 2 墓地以外の区域に死体を埋葬又は焼骨を埋蔵する行為は、本条に違反するとともにその行為の態様によっては刑法第190条の死体遺棄罪に問われることがある。

【参 考】

○大審院大正13年3月4日判決

「死体の埋葬とは、死者の遺骸を一定の墳墓に収容し、其の死後安静する場所として後人をして之を追憶紀念することを得せしむるを以て目的とするものなれば、必ずしも葬祭の儀式を営むの要なきも、道義上首肯すべからざる事情の下に単に死体を土中に埋蔵放置したるが如きは、未以て埋葬と云うべからざるを以て死体を遺棄したるものと云はざるを得ず。」

本条は、焼骨を埋蔵する場合を規定するにとどまるため、自己所有下の焼骨を自宅等に保管することは本条に違反するものではない。ただし、保管の態様によっては、第10条違反に該当する場合はある。

- 3 本条の規定に違反した場合は、第21条及び罰金等臨時措置法の規定により1万円以上2万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処せられることとなる（第21条の解説参照）。

〔埋葬、火葬又は改葬の許可〕

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で

定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

（解 説）

- 1 本条は、埋葬、火葬又は改葬を市町村長の許可に係らしめ、埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるように、自由な埋葬等を禁ずるものである。
- 2 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、「厚生労働省令で定めるところにより」許可申請を行う必要があり、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条から第3条までの規定において許可申請手続が定められている。

【注】

○施行規則

〔埋葬又は火葬の許可の申請〕

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）